

三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会  
専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会  
会則第13条第5項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会  
伊勢市実行委員会専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の組織及び運  
営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第2条 専門委員会の名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市  
実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重  
とこわか大会伊勢市実行委員会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた  
ときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数の同意を持って決し、可  
否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任  
した専門委員は出席したものとみなす。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求  
め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を

設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで、並びに第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

#### 附則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画に関する事</li> <li>2 広報及び市民協働に関する事</li> <li>3 観光、接伴及び歓迎装飾に関する事</li> <li>4 炬火イベントに関する事</li> <li>5 他の専門委員会に属さない事項に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会の運営に関する事</li> <li>2 競技施設及び関連施設の整備に関する事</li> <li>3 表彰式に関する事</li> <li>4 大会旗に関する事</li> <li>5 その他競技式典に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び配宿計画に関する事</li> <li>2 環境衛生及び食品衛生に関する事</li> <li>3 医事衛生に関する事</li> <li>4 その他宿泊衛生に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送計画に関する事</li> <li>2 交通及び駐車場対策に関する事</li> <li>3 消防防災及び警備に関する事</li> <li>4 その他輸送交通に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事